

登山道の管理と責任について

弁護士 溝手康史

プロフィール

1988年弁護士登録

国立登山研修所専門調査委員、文科省冬山事故安全検討会委員、日本山岳サーチ・アンド・レスキュー研究機構、日本山岳文化学会、日本ヒマラヤ協会などに所属

ヒマラヤのアクタシ峰（7016m）、北極圏・バフィン島のフリーガII峰、天山山脈のポベータ（7439m）、ハンテングリ（7010m）、ブータン、ニュージーランドでのトレッキングなど

何が問題か

- 登山道の管理

登山道を誰が整備するのか・・・自然公園にある山と自然公園以外の山で違いがあるか。

登山道を自由に利用できるのか・・・土地所有権との関係

事故の危険がある場合に登山道を通行禁止にできるのか。

- 登山道に関する責任

事故が起きた場合に責任が生じるのか。

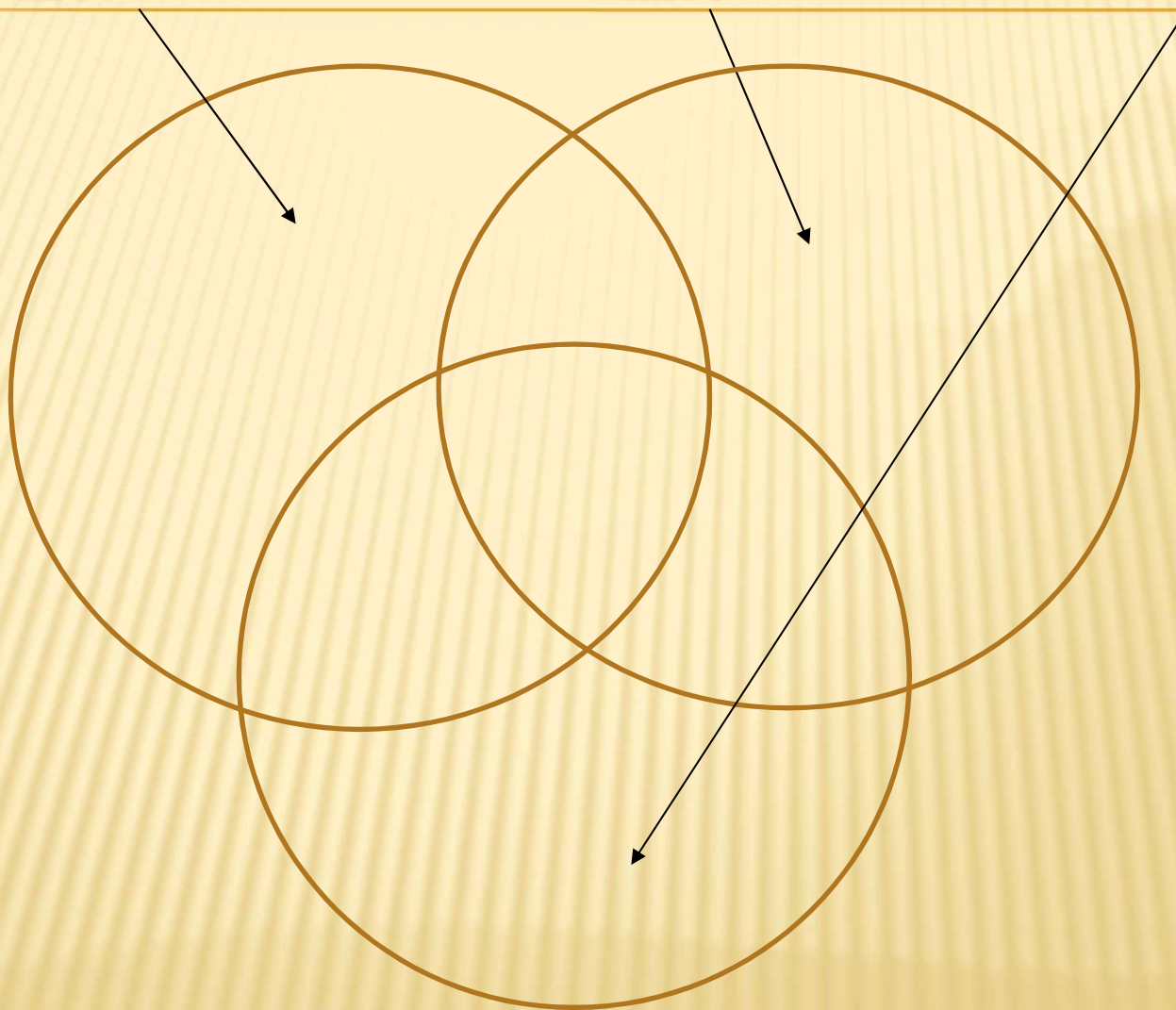
登山道の管理者

- ・ 登山道の管理者があいまいなことが多い
 - 土地所有権に基づく土地管理権
 - 土地所有者と登山道の管理者は異なる
 - 土地所有権と自然公園法上の管理の関係
- ・ 地域制公園では私有地が含まれる。
- ・ 自然公園の公園事業の対象となっている登山道とそうではない登山道がある。
- ・ 公園事業の対象となっている登山道でも、実際管理するとは限らない。

民法

刑法

行政法



登山道の管理に関する法律

- ・民法・・・土地所有権、損害賠償責任、国家賠償法の特則、工作物責任
- ・刑法・・・業務上過失致死傷、過失致死傷罪、保護責任者遺棄罪、器物損壊罪
- ・軽犯罪法 立入を禁止した場所への進入禁止、ゴミ捨ての禁止

×

(行政法)

- ・自然公園法
- ・文化財保護法・・・天然記念物に指定された木や岩の現状変更の禁止
- ・廃棄物処理法・・・ゴミをみだりに捨ててはならない。
- ・災害対策基本法・・・災害の発生危険性がある場合に立ち入りが制限される。浅間山、阿蘇山、御嶽山など。
- ・スポーツ基本法 ハイキングなどのための施設整備の努力義務

登山道の管理の重要性

- ・ 登山の中心は登山道を歩く登山。山岳遭難の多くが登山道付近で起きる。
- ・ 登山道の管理のあり方が登山内容を決定する。
- ・ 管理＝整備＝安全化ではない。
- ・ 管理の多様性。点検、整備、危険表示、入山規制、自然公園法の管理など
- ・ 登山道を整備しても、未熟な登山者が多ければ事故が増える。穂高岳、富士山など。
- ・ 登山道の形態別の管理、危険表示が必要

自然公園法と登山道の管理

- 自然公園法上の公園事業としての歩道
 - ▪ ▪ 当然には歩道の管理者が定まらない。
- 公園事業ではない登山道がある。
- 自然公園内の歩道の改変には許可や届出が必要
- 自然公園内に私有地がある場合には、土地所有権を無視できない。
- 自然公園以外の山の登山道

登山道の整備で生じる問題

- 誰が整備するのか
- 整備費用を誰が負担するのか
- どの程度の整備をすべきか。登山道、梯子、鎖、固定ロープ、標識、柵、橋、避難小屋、キャンプ場、トイレなど。整備に際限はない。
- 登山道を整備すれば未熟な登山者が増え、事故が増えることがある。
- 登山道の整備は自然の中に人工物を持ち込むことになり、自然環境を損なう。

登山道での事故の責任

- 工作物責任、営造物責任、不法行為責任、刑事責任、事務管理の責任
- 歩道が「通常有すべき安全性」を欠く場合に工作物責任や営造物責任が生じる
- 遊歩道では重い安全管理責任がある。
- 登山道では利用者の自己責任が原則。ただし、橋や柵の人工物に管理責任が生じやすい。
- 管理者不明の歩道では、管理責任が生じにくい。

登山道の形態別管理

登山道をすべて整備して安全化するのは登山の自殺行為

- 遊歩道 ▪ ▪ 安全管理された歩道
多くの観光客が利用する。
事故の管理責任が生じやすい。
- 登山道
初心者向きの登山道
誰でも登れるが、事故のリスクあり。利用者の自己責任
熟練者向きの登山道
利用は登山者の自己責任
ただし、人工物については管理責任が生じる可能性あり。

歩道に関する裁判例

これまで管理責任を認めたケース

- 遊歩道での事故
- 堅固な橋
- 転落防止用の柵

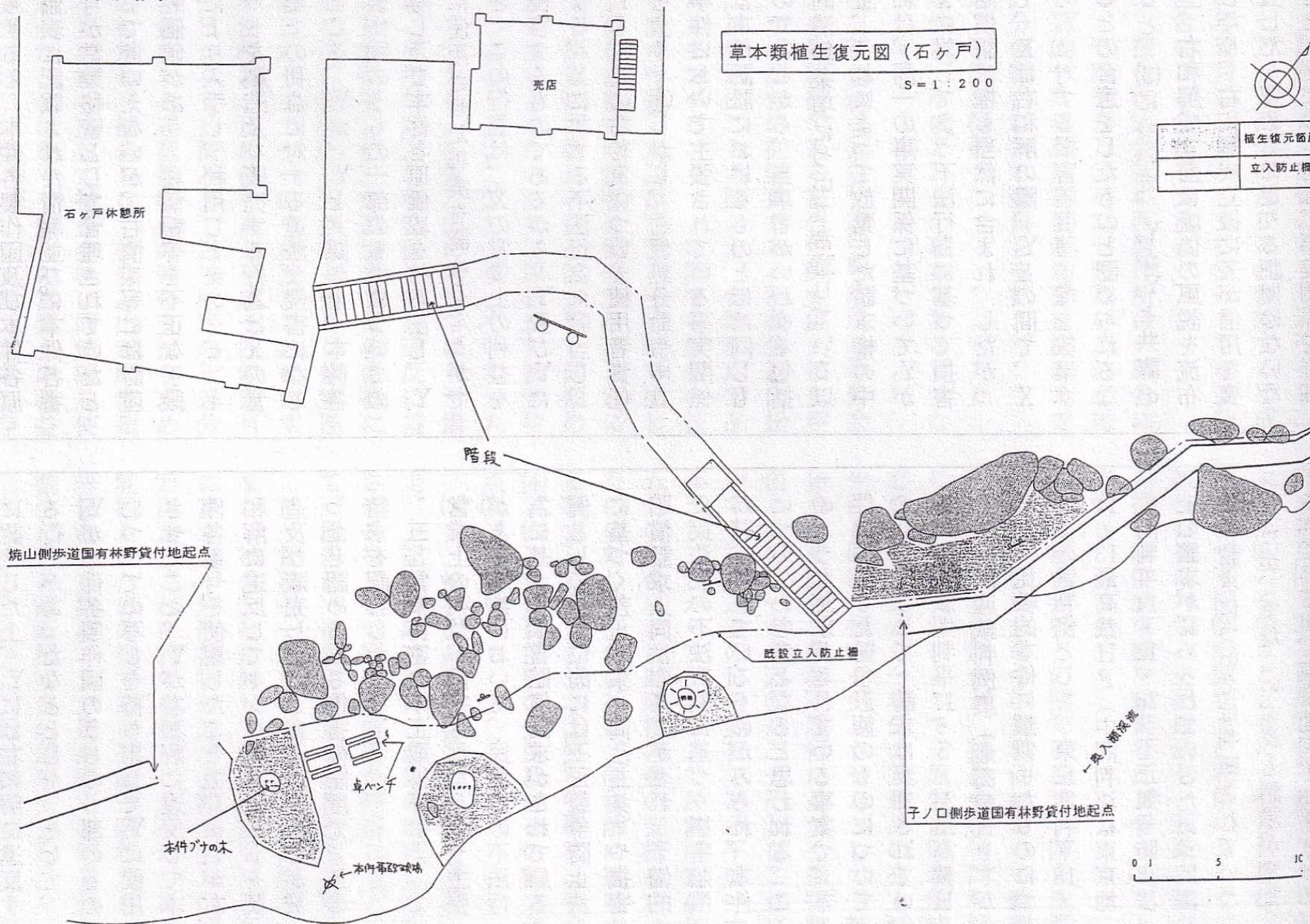
鎖、梯子、固定ロープに関する裁判例なし。

奥入瀬溪流落木事故

- ・平成15年8月に、青森県・奥入瀬溪流の歩道付近の休憩場所で約7mの枯枝が落下し、観光客が負傷した事故
- ・事故現場付近の利用者は年間約50万人
- ・歩道は国が県に貸しており、傍の休憩場所も県が管理していた。
- ・落木のあった木は国が所有・占有
- ・国や県の管理責任が認定された。



別紙図面



大杉谷吊り橋転落事故

- ・ 昭和54年9月に、国立公園内（大杉谷）の吊り橋のワイヤーが折損して、登山者が吊り橋から転落して死亡した事故
- ・ 県の責任を認定。1審、2審では費用負担者として国の責任を認めたが、最高裁で国の責任を否定。国は吊り橋の補修工事費用の5分の1を負担していた。
- ・ 4割の過失相殺





西沢溪谷歩道転落事故

- ・ 東京地裁昭和53年9月18日判決
- ・ 昭和45年5月に、国立公園内（西沢溪谷）の歩道の柵が折損してハイカーが転落した事故
- ・ 県は歩道の設置管理者として、国は費用担者として責任を負う。
- ・ 年間15万人が利用する歩道
- ・ 柵に登山者が寄りかかることは予見できた。

清津峡歩道事故

- ・ 昭和63年7月に、溪谷にある歩道での落石事故
- ・ 年間約10万人の観光客が訪れていた。
- ・ 昭和63年9月にも落石死亡事故が起きている。
- ・ 落石注意の標識あり
- ・ 村が県から委託を受けて歩道を管理
- ・ 村と県の責任が認定された。
- ・ 過失相殺なし

十和田八幡平城ヶ倉溪流落石事故

- ・平成12年10月に、青森県・城ヶ倉溪流の歩道での落石死亡事故が起きた。
- ・歩道は市が管理
- ・市は、「自らの責任で注意してください」という看板、ヘルメットの無償貸出、入渓届の義務付などをしていた。
- ・裁判所は、この歩道は利用者の責任に基づく行動が求められる登山道ではないとして、市の管理責任が認定。
- ・市の担当課長の刑事事件は不起訴

尾瀬落木事故

- ・平成18年10月に尾瀬の木道で落木により、登山者が死亡
- ・事故現場は標高約1500m、登山口から約3時間以上歩いた場所。事故現場付近の登山者数は年間数万人。
- ・木道から6メートル離れた場所にある枯木が最大瞬間風速10～18メートルの風で落下した。
- ・事故現場は国有地であり、国が県に貸し、県が歩道を管理していた。国は木の管理者、県は木道の管理者。
- ・しかし、事故は例外的な条件下で起きており、木や木道の管理責任は生じない。



秩父湖遊歩道事故

- ・ 昭和63年5月に秩父湖一周ハイキングコースの歩道から秩父湖に転落、死亡。
- ・ 歩道は国が設置し、村が管理していた。
- ・ 歩道の危険個所に柵があるが、保守管理されておらず、倒れたものあり。転落した場所には柵はない。
- ・ 裁判所は、通常は起こりえない事故だとして歩道の管理責任を否定した。

自然公園周回路転落事故

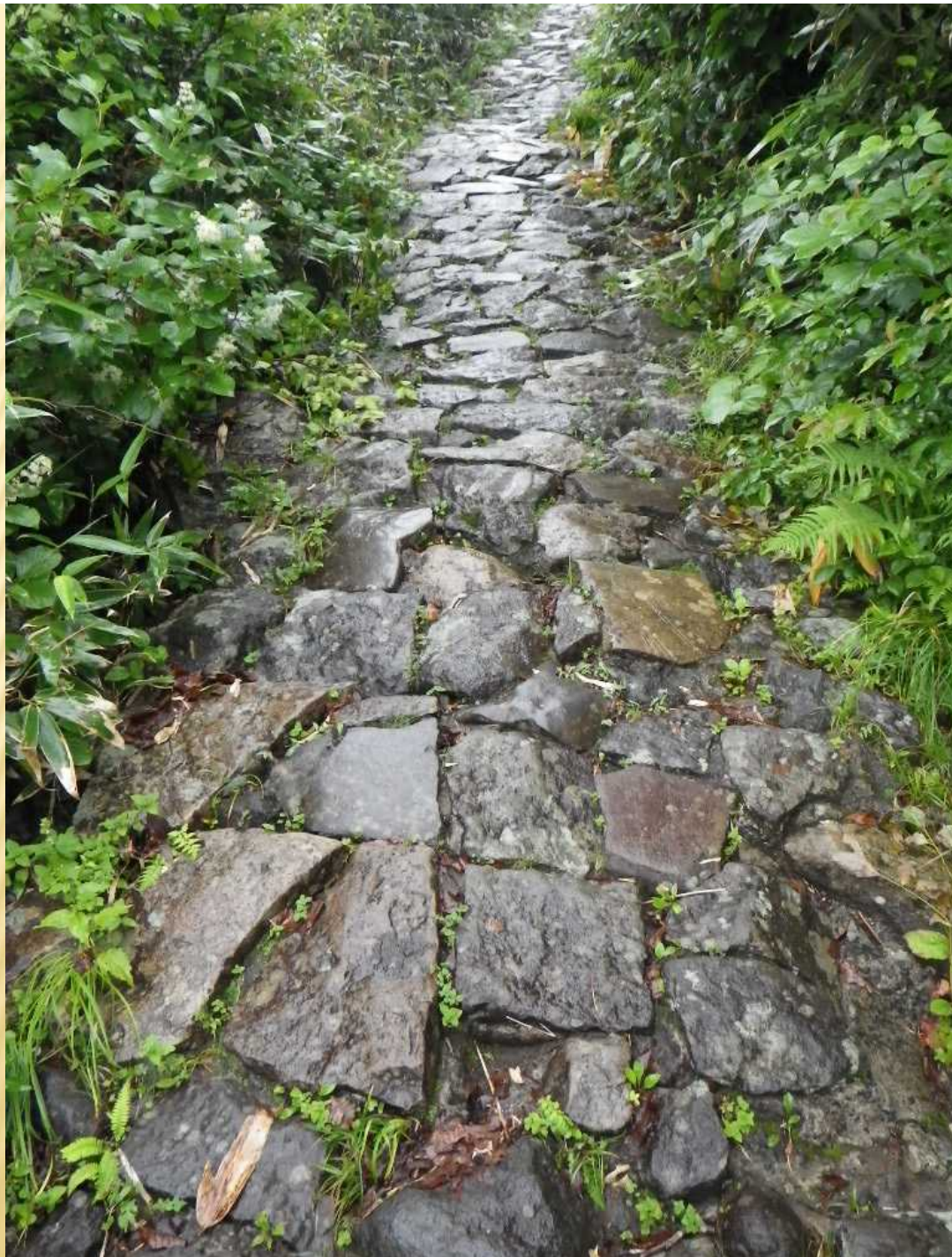
- ・昭和43年10月に、国立公園内（三重県・鬼ヶ城）の周回路の架け橋から観光客が転落して重症を負った事故
- ・市、県、国（費用負担者）の責任を認定
- ・歩道の海側に柵が山側にはなかった。
- ・4分の3の過失相殺がなされた（被害者は飲酒）。

裁判例のまとめ

- 遊歩道での事故について損害賠償責任が生じやすい。
- 登山道は利用者の自己責任が原則。
ただし、登山道でも管理者の明確な橋や手すりなどの人工物では管理責任が生じることがある。
- 鎖や梯子については裁判例がない。

登山道の管理のあり方

- ・ 登山道の管理者を明確にすること
- ・ 遊歩道と登山道の区別
- ・ 管理＝整備ではない。登山道は安全でなければならないという考え方は、登山になじまない。
- ・ 整備をすれば未熟な登山者が増え、事故の総数が増えることがある。
- ・ 危険性のレベル別の管理
- ・ 登山も登山者も多様。登山道の多様性が必要。
整備した登山道と整備不十分な登山道。危険性の低い登山道と危険性の高い登山道・危険表示の重要性



四国 剣山











登山道の整備と責任の関係

- ・ 登山道に人工物を設置すれば、人工物について管理責任が生じやすい。
- ・ 登山道を整備すれば未熟な登山者が増えて事故が起きやすい。
- ・ 不便で利用しにくい登山道では事故が起きにくい。
- ・ 初心者向きの登山道 ・ ・ ・ 利用しやすい整備
- ・ 熟練者向きの登山道 ・ ・ ・ あまり整備しない。
- ・ アメリカのフロントカントリーとバックカントリーの考え方
- ・ リスクを承認して行動する考え方が必要

入山制限、禁止

- ・ 登山道の通行規制・・・環境保護、事故の防止など
- ・ 危険性は人によって異なる。誰がどのように危険性を判断するのか。制限の手続、不服申立の方法
- ・ 入山規制は登山道の管理者の権限。管理者不明の登山道は入山規制ができない。
- ・ 行政指導による禁止、制限・・・強制力なし。
- ・ アプローチ道路の通行制限や駐車場の制限、山小屋の定員制、避難小屋の利用制限などによる入山制限
- ・ 不便さが入山制限につながる。

縦走禁止

大山（鳥取県）





通行禁止の表示



進入禁止

妙高山



標識、危険表示

- ・ 自然公園の工作物の新築に許可、届出が必要。

- ・ 登山道の形態に応じて異なる。

初心者向きのハイキングコースと熟練者向きのルート

- ・ 登山口などに危険性の表示が必要。

- ・ 登山道の管理者が1年に1回は点検すべき。

登山者の 皆さんへ

これより先の縦走コースは、一般の登山歩道と異なり、岩場を登るルートです。稜線のクサリ場の通過には、岩登りの経験と知識を必要とする危険な箇所がありますので、一般登山者の方は入山を遠慮してください。









鈴鹿山脈 御池岳



鈴鹿山脈



2018/09/17

ニュージーランドの危険表示



梯子、鎖、柵、固定ロープなど

- ・ 自然公園の工作物の新築に許可、届出が必要。
- ・ どこまで工作物が必要か ・ ・ ・ 登山道の形態によって異なる。
- ・ 他人が設置した老朽化した工作物の撤去ができるか。





妙義山



妙義山 第二石門付近





リスクと責任

- ・ あらゆるものごとにはリスクがある。
- ・ 危険か安全かという二分法は実態に合わない。
- ・ 安全＝リスク低減。事故の確率ゼロの登山道はない。
- ・ リスクを受け入れにくい日本の社会
- ・ あらゆる人間行動に責任が伴う。
- ・ 日本は責任回避社会
- ・ リスクと責任を受け入れなければ登山は成り立たない。

参考文献

- × 「イギリス 緑の庶民物語」、平松紘、明石書店、1999
- × 「国立公園の法と制度」、加藤峰夫、古今書院、2008
- × 「山岳事故の法的責任」、溝手康史、ブイツーソリューション、**2015**
- × 「登山者のための法律入門」、溝手康史、山と溪谷社、2018
- × 「国立公園内の土地所有者は公園利用者を排除できるか?」、加藤峰夫、横浜国際経済法学9(3)、2001
- × 「登山道の管理責任」、溝手康史、日本山岳文化学会論集8号、2010
- × 「登山道は誰が管理するのか」、溝手康史、日本山岳文化学会論集18号、2021、3月発行予定